

No.			更新日
1	キャンペーンの他事業:過去事業		
	問	「先進的窓リノベ2026事業」(本事業)と「先進的窓リノベ2025事業」(過去事業)の違いはなんですか	
	回答	「先進的窓リノベ2026事業」は、2025年に実施された「先進的窓リノベ2025事業」の後継事業です。いずれの事業も先進的な高断熱窓への改修工事に補助を行う事業です。「先進的窓リノベ2026事業」では、「先進的窓リノベ2025事業」の実績等を踏まえて、対象製品や補助額、上限等を一部見直しました。また、新たに「非住宅建築物」に行う改修工事も対象になります。詳しくは、「先進的窓リノベ2026事業」のホームページをご確認ください。	2026/04/10
2	全体:過去事業		
	問	「先進的窓リノベ2025事業」(過去事業)等、過去の住宅省エネキャンペーンで交付を受けた同じ開口部について、「先進的窓リノベ2026事業」(本事業)で再度補助を受けられますか	
	回答	過去の住宅省エネキャンペーン2023、2024、2025で交付を受けた開口部に行う改修工事は、本事業の補助対象にはなりません。	2026/04/10
3	全体:過去事業		
	問	「先進的窓リノベ2025事業」(過去事業)と「先進的窓リノベ2026事業」(本事業)で補助対象を分けて交付申請することはできますか	
	回答	同一契約に含まれる工事であっても、開口部や補助対象が重複しない限り、「先進的窓リノベ2025事業」、「先進的窓リノベ2026事業」それぞれに交付申請することができます。 (例)「先進的窓リノベ2025事業」において内窓設置の補助を受け、「先進的窓リノベ2026事業」で他の開口部の外窓交換の補助を受ける	2026/04/10
4	全体:予算		
	問	交付申請額が予算額に達した場合、期限前でも交付申請の受付を締め切る可能性はありますか(予算がなくなったら終了ですか)	
	回答	予算額に達した時点で交付申請(予約含む)の受付を締め切る予定です。申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて、各事業それぞれ公表します。	2026/04/10
5	全体:交付申請		
	問	誰が申請手続きを行いますか	
	回答	本事業は、事務局に登録された住宅省エネ支援事業者(リフォーム工事の施工事業者)の申請手続きに基づき補助を行う事業です。消費者(リフォーム工事発注者)は、契約を締結した事業者を通じて本補助金の還元を受けます。	2026/04/10
6	全体:交付申請		
	問	消費者(リフォーム工事発注者)が登録や申請を行うことはできますか	
	回答	できません。	2026/04/10
7	全体:交付申請		
	問	交付申請に費用はかかりますか	
	回答	事務局が交付申請費用を請求することはありません。ただし、申請に必要な証明書類の準備等について、それぞれの書類の発行主体に対して支払う費用などの負担が想定されます。	2026/04/10
8	全体:交付申請		
	問	事業者等が消費者へ交付申請に係る手数料を請求してもよいのですか	
	回答	事業者等と消費者の間の手数料について特に定めはありません。ただし、手数料、その他諸経費(申請に必要な証明書類の取得費用)を設定する場合、事業者等は消費者に対してその金額や内容について事前によく説明し、消費者の合意を得た上で請求を行ってください。なお、手数料、その他諸経費の有無やその金額については、共同事業実施規約に記載いただきます。	2026/04/10
9	全体:補助金		
	問	交付された補助金は、課税対象になりますか	
	回答	個人が補助金の交付を受けた場合、補助金は一時所得に該当するため、一定額以上は申告が必要です(申告の際、提出が求められる場合がありますため、交付決定通知書は大切に保管してください。)ただし、本補助金は、所得税法第42条第1項(国庫補助金等の総収入金額不算入)に規定する「国庫補助金等」に該当しますので、所定の手続きにより所得の算入から除外できる場合があります。また、住宅ローン減税等を併用する場合、住宅の取得価格等から控除する必要があります。詳しくは、税務署等にご確認ください。 法人が補助金の交付を受けた場合、収入に該当しますが、圧縮記帳の対象にできる場合があります。詳しくは税務署や税理士にご確認ください。	2026/04/10
10	全体:補助金		
	問	還元方法を「現金で支払う方法」にした場合、方法に指定はありますか 銀行振込や、事業者の独自ポイントでもよいですか	
	回答	還元方法「現金で支払う方法」は、銀行振込を利用することをお勧めします。振込手数料の負担は、「住宅省エネ支援事業者」と「共同事業者」の双方で協議してください。なお、事業者の独自ポイントは現金にあたらないため、還元方法として指定できません。	2026/04/10
11	全体:共同事業実施規約		
	問	共同事業実施規約の締結前に工事を行ってもよいですか	
	回答	構いません。補助金が契約金額や契約の締結に影響を与える場合もあることから、補助の対象となる契約と同時に締結することを推奨しています。ただし、すでに工事請負契約を締結している場合は、交付申請(予約を含む)の提出までに締結を行っていただければ構いません。	2026/04/10
12	全体:共同事業実施規約		
	問	共同事業実施規約において、乙(共同事業者)の押印はどの判子を押す必要がありますか(自署でよいですか)	
	回答	乙(共同事業者)が法人の場合など、押印が必要となる場合は、補助の対象となる契約と同じ印鑑を押してください。なお、乙が個人であり、本人が自署する場合は、押印不要です。	2026/04/10

No.		更新日
13	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 共同事業実施規約において、甲（補助事業者）の押印はどの判子を押す必要がありますか（個人事業主の場合、自署でよいですか）</p> <p>回答 甲（補助事業者）は、押印が必要です。法人の場合は、契約書の締結者と同じ者が記名し社印を押印してください。法人としての締結に個人印は認められません。個人事業主の場合、実印（事業者登録申請書と同じ印）を押印してください。</p>	2026/04/10
14	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 補助の対象となる契約の締結と、共同事業実施規約の締結のタイミングが異なったため、契約書を締結した際の法人の代表者と、共同事業実施規約を締結した際の法人の代表者が異なりますがよいですか</p> <p>回答 差し支えありません。補助の対象となる契約を締結できる役職者が締結してください。</p>	2026/04/10
15	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 共同事業実施規約について、条項の追加や編集を行ってもよいですか</p> <p>回答 指定様式の変更（編集）はできません。追加等の必要がある場合は、別途、覚書等を作成し締結してください。</p>	2026/04/10
16	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 共同事業実施規約に誤記入した場合、訂正印を利用して修正してもよいですか</p> <p>回答 訂正する場合、該当の訂正箇所について必ず事業者・共同事業者双方で合意した上で、訂正してください。なお、必ずしも訂正印は必要ありませんが、双方で合意した書類（同じ内容のもの）を、それぞれ保管する必要があります。</p>	2026/04/10
17	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 共同事業実施規約の「手数料」とは何について記載すればよいのですか</p> <p>回答 申請手続きにおいて、補助事業者が共同事業者へ手数料として請求する内容について、両者で協議し合意した内容を記載してください。なお、トラブルを避けるために予め手数料について確認、記載を求めるもので、手数料を設定することを推奨しているものではありません。</p>	2026/04/10
18	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 共同事業実施規約の「手数料やその他諸経費」に含めていい費用とはなんですか</p> <p>回答 補助事業者が共同事業者へ手数料として請求する費用の他に、発生する経費（交付された補助金を共同事業者へ還元する際の振込手数料など）を共同事業者へ請求する場合は、当該費用を記載してください。補助事業者は、共同事業者へ請求する金額や内容について事前によく説明し、両者で合意した内容を記載してください。</p>	2026/04/10
19	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 省エネ部位ラベルはどこから発行すればよいですか</p> <p>回答 既存住宅の省エネ部位ラベル「（一社）住宅性能評価・表示協会」のHPに公開されている、「省エネ部位ラベル作成プログラム」から作成してください。 https://shoenebui.label.hyokakyokai.or.jp/ 省エネ部位ラベルの概要は、以下の内容をご確認ください。 建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度 https://www.mlit.go.jp/shoene-label/</p>	2026/04/10
20	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 省エネ部位ラベルが発行できない場合はどうすれば良いですか</p> <p>回答 リビング・ダイニングにおいて、一部を改修してもなお全ての窓では性能を満たさない場合、リビング・ダイニング以外のその他居室の窓のみの改修を行った場合、これらの省エネ部位ラベルの発行ができない場合は、配布の取り決めは不要です。（省エネ部位ラベルの概要については、消費者へ正しく説明を行ってください）</p>	2026/04/10
21	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 施工業者である補助事業者は、販売・賃貸を行わないが省エネ性能ラベル等の発行が必要ですか</p> <p>回答 本事業の交付申請を行う場合は、補助事業者が共同事業者へ省エネ性能ラベル等の配布を取り決める必要があります。2024年4月より、住宅を販売・賃貸する事業者に対し、省エネ性能を表示することが努力義務となりました。省エネ改修等の補助を受けた住宅については、販売・賃貸の予定の有無にかかわらず、施工業者を含む補助事業者が省エネ性能ラベル等を発行してください。</p>	2026/04/10
22	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 本事業で省エネ性能ラベル等の発行が必要なのはなぜですか</p> <p>回答 省エネ性能表示制度については、省エネ性能の高い建築物・住宅が選ばれる市場を整備することを目的としています。本キャンペーンでは、省エネ性能ラベル等を発行することで、一般消費者に対して住宅の省エネ性能についてより意識していただくとともに、補助金の交付を受けた住宅が将来、賃貸・売買される際に活用いただくためにご協力いただくものです。</p>	2026/04/10
23	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 省エネ性能ラベル等を配布する方法に指定はありますか（データでも良いか、印刷の大きさ等に指定はありますか）</p> <p>回答 指定はありません。ラベルの発行プログラムからは、PDFもしくはJPEGのデータで出力されます。補助事業者から共同事業者へ発行したラベルを渡す際は、データ、印刷物いずれでも構いません。配布方法、手段を含め、双方で取り決めてください。</p>	2026/04/10
24	<p>全体:共同事業実施規約</p> <p>問 共同事業者は配布された省エネ性能ラベル等を、住宅に掲示する必要がありますか</p> <p>回答 省エネ性能ラベル等は対象住宅を賃貸する際に行う入居者募集や売却の際に利用するものです。それ以外の時期は掲示の義務はありません。</p>	2026/04/10
25	<p>全体:補助金</p> <p>問 先進的窓リノベ2026事業と、他の補助金との併用は可能ですか</p> <p>回答 住宅（外構含む）のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。ただし、各事業で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合については、併用することができます。請負工事が別であることに加え、工期が別であることを併用可の要件とする補助制度もあります。本事業と一体的に行う本キャンペーンの4つの事業については、補助対象が重複しない場合は併用可能です。</p>	2026/04/10

全体

No.		更新日
26	全体:共同事業実施規約	
	<p>問 省エネ部位ラベルを発行する際、チェックをいれる製品は本事業の交付を受けた製品のみでよいですか</p> <p>回答 本事業での取り決めにより発行する省エネ部位ラベルは、補助対象工事を含む契約に含まれる工事全体について、該当するラベルを発行してください。 省エネ部位ラベルを発行する際、窓もしくは給湯器は必須項目です。新築時や過去のリフォームによって行われた個々の工事（設備）について記載することは任意です。性能が確認できる工事（製品）のみチェックを行ってください。</p>	2026/04/10
27	全体:共同事業実施規約	
	<p>問 省エネ性能ラベル等について「配布について取り決めた」とは、事業者の担当者は具体的に何を行えばよいのですか</p> <p>回答 補助事業者は、共同事業者に対して以下を行ってください。 ・省エネ性能表示制度について共同事業者へ説明してください。 ・補助対象工事を含む契約に含まれる工事について、省エネ性能ラベル等を発行し、共同事業者が受け取るところまでを行ってください。（共同事業者は受け取りを拒否しないでください） ・省エネ部位ラベルが発行できない工事である場合は、発行できない理由とともに省エネ部位ラベルの概要について正しく説明を行ってください。</p>	2026/04/10
28	全体:共同事業実施規約	
	<p>問 ZEBとはなんですか</p> <p>回答 ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。 詳細は以下をご確認ください。 環境省 ZEB PORTAL [ゼブ・ポータル] https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/index.html</p>	2026/04/10
29	全体:共同事業実施規約	
	<p>問 非住宅建築物で申請する補助額が100万円を超える場合、ZEBに対する表明が必要なのはなぜですか</p> <p>回答 申請する補助額が100万円を超える非住宅建築物は、比較的大規模な非住宅建築物（240㎡超）であり、小規模な非住宅建築物と比べ、相対的に消費エネルギーが大きいと想定されます。このため、当該非住宅建築物のZEB化を推進することの効果に鑑み、本事業では、補助事業者にはZEBに対する理解を深めることと、当該非住宅建築物の所有者（共同事業者）にはZEB化改修等の更なる省エネ改修を検討していただくことを求めています。</p>	2026/04/10